

上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社パイブドビッツ

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 西室 泰三殿
【提出日】	平成18年12月4日
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	専務取締役 東山 明弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	専務取締役 東山 明弘

1 【上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

平成18年11月17日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
7 財政状態及び経営成績の分析	1
第4 提出会社の状況	2
1 株式等の状況	2
(6) ストックオプション制度の内容	2
第四部 株式公開情報	6
第2 第三者割当等の概況	6
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	6
第3 株主の状況	10

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

7【財政状態及び経営成績の分析】

(5)当中間会計期間の経営成績の分析

①売上の状況

(訂正前)

売上高は、320,349千円となりました。

これは主に、スパイラル・メッセージングプレースのアカウント数の堅調な伸びによるものであります。
中間会計期間末における有効アカウント数は、730アカウントとなっております。

(訂正後)

売上高は、320,349千円となりました。

これは主に、スパイラル・メッセージングプレースのアカウント数の堅調な伸びによるものであります。
中間会計期間末における有効アカウント数は、760アカウントとなっております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(6)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

①旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(訂正前)

決議年月日	平成17年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員22名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

(訂正後)

決議年月日	平成17年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員21名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

②会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権
(訂正前)

決議年月日	平成18年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名及び従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。
2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

(訂正後)

決議年月日	平成18年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名及び従業員28名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、退職等の理由により権利を喪失した者を除いております。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)
発行年月日	平成17年5月30日	平成18年5月29日
種類	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	87株	56株
発行価格	1株につき27,000円 (注)3	1株につき48,000円 (注)3
資本組入額	1株につき13,500円	1株につき24,000円
発行価額の総額	2,349,000円	2,688,000円
資本組入額の総額	1,174,500円	1,344,000円
発行方法	平成17年5月30日開催の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年5月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成18年2月28日であります。
2. 当社は、割当を受けた者との間で、原則として新株予約権を発行する日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、純資産価額方式に基づいた評価額を参考として、決定した価格であります。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権（１）	新株予約権（２）
行使時の払込金額	27,000円	48,000円
行使請求期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。</p> <p>(3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。</p> <p>(4)その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>	<p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。</p> <p>(3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。</p> <p>(4)その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>

5. 平成17年5月30日発行新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は58株、発行価額の総額は1,566,000円、資本組入額の総額は783,000円となっております。
6. 平成18年5月30日発行新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は48株、発行価額の総額は2,304,000円、資本組入額の総額は1,152,000円となっております。
7. 平成18年7月1日付をもって株式1株を2株に分割しております。これに伴い新株予約権（１）、（２）について、以下のとおり調整されております。なお、発行数、発行価格、及び資本組入額は退職等による失権を除いた残存する権利のみを記載しております。

項目	新株予約権（１）	新株予約権（２）
発行数	116株	96株
発行価格	1株につき13,500円	1株につき24,000円
資本組入額	1株につき6,750円	1株につき12,000円
発行価額の総額	1,566,000円	2,304,000円
資本組入額の総額	783,000円	1,152,000円

(訂正後)

項目	新株予約権 (1)	新株予約権 (2)
発行年月日	平成17年5月30日	平成18年5月29日
種類	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	87株	56株
発行価格	1株につき27,000円 (注) 3	1株につき48,000円 (注) 3
資本組入額	1株につき13,500円	1株につき24,000円
発行価額の総額	2,349,000円	2,688,000円
資本組入額の総額	1,174,500円	1,344,000円
発行方法	平成17年5月30日開催の定時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年5月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成18年2月28日であります。
2. 当社は、割当を受けた者との間で、原則として新株予約権を発行する日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、純資産価額方式に基づいた評価額を参考として、決定した価格であります。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権（１）	新株予約権（２）
行使時の払込金額	27,000円	48,000円
行使請求期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。</p> <p>(3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。</p> <p>(4)その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>	<p>(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。</p> <p>(3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。</p> <p>(4)その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>

5. 平成17年5月30日発行新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は58株、発行価額の総額は1,566,000円、資本組入額の総額は783,000円となっております。
6. 平成18年5月29日発行新株予約権割当契約締結後の退職等による権利の喪失により、発行数は48株、発行価額の総額は2,304,000円、資本組入額の総額は1,152,000円となっております。
7. 平成18年7月1日付をもって株式1株を2株に分割しております。これに伴い新株予約権（１）、（２）について、以下のとおり調整されております。なお、発行数、発行価格、及び資本組入額は退職等による失権を除いた残存する権利のみを記載しております。

項目	新株予約権（１）	新株予約権（２）
発行数	116株	96株
発行価格	1株につき13,500円	1株につき24,000円
資本組入額	1株につき6,750円	1株につき12,000円
発行価額の総額	1,566,000円	2,304,000円
資本組入額の総額	783,000円	1,152,000円

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
鷺尾 謙一 (注) 7	東京都江戸川区	2 (2)	0.01 (0.01)
林 勇 気 (注) 7	東京都豊島区	2 (2)	0.01 (0.01)
大貫 秀樹 (注) 7	大阪府大阪市淀川区	2 (2)	0.01 (0.01)
	(省略)		

(注記省略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
鷺尾 謙一 (注) 7	東京都江戸川区	2 (2)	0.01 (0.01)
林 勇 気 (注) 7	東京都豊島区	2 (2)	0.01 (0.01)
大貫 秀樹 (注) 7	大阪府大阪市淀川区	2 (2)	0.01 (0.01)
	(省略)		

(注記省略)